

第 5 号議案 名古屋都市計画道路の変更について

意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

縦 覧 期 間	令和 4 年 11 月 11 日から令和 4 年 11 月 28 日まで
縦 覧 場 所	愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課、津島市役所、 北名古屋市役所、愛西市役所及び弥富市役所
意見書提出状況	2 通 (2 団体)

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
1. 都市計画道路見直しの進め方に関すること		
1-1	<p>路線廃止の理由として周辺道路網の代替性で廃止するならば、もっと大胆に廃止を進めていくべきである。県としても関係市の指導を徹底するべきである。</p> <p>また、将来交通量推計値を公表すべきである。</p> <p>< 2通（2団体） ></p>	<p>愛知県都市計画道路見直し方針では、周辺道路網の交通機能の代替性だけでなく、市街地形成機能及び空間機能の必要性や歴史・文化資源及び環境等の影響についても、地域の特性を考慮し総合的に評価を行うこととしております。見直し作業においては、市町村が地元の合意形成を図るなか、県は市町村との打合せや定期的なヒアリングなどで必要な助言等を行い、市町村と相互に協力しながら見直しを進めております。</p> <p>交通機能の代替性の検証にあたっては、交通量や混雑度を推計しておりますが、これらは検討または協議に関する情報であり、かつ、検証を行う際の評価指標の一つでもあるため、総合的な評価に対する誤解を招く恐れがあり公表しておりません。</p>
1-2	<p>部分的に事業着手している路線であっても、事業着手できていない区間は見直し対象とすべきである。</p> <p>< 2通（2団体） ></p>	<p>愛知県都市計画道路見直し方針に基づき、主要な道路との交差点などで区間を設定し、区間単位で未着手の場合は見直し対象としております。</p>
1-3	<p>地元説明会の周知、説明方法、質疑内容の公表について、県としての標準手法を示し、市町村による差をなくすべきである。</p> <p>< 2通（2団体） ></p>	<p>都市計画法第16条や都市計画運用指針では、都市計画の案を作成しようとする場合には、説明会や公聴会等を開催し、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることが定められております。</p> <p>市町村が実施する説明会の周知、説明方法、質疑内容の公表については、法令の趣旨に沿った実施方法であると認識しておりますが、市町村では独自の取り組みとして、ホームページ等を活用するなどして、情報提供を行っております。</p>
1-4	<p>路線の変更のない市町村についても、今後どうしていくか確認できるようにすべきである。</p> <p>また、整備状況を最新の令和3年度末の情報に更新すべきである。</p> <p>< 2通（2団体） ></p>	<p>長期未着手路線があり見直しの手続きを行っていない市町村においても、その必要性などの検討を行っておりますが、検討の過程に関する情報については、検討または協議に関する情報であり、見直しをするにあたり必要となる地元との調整や合意形成等に影響を及ぼす恐れがあるため公表は行っておりません。</p> <p>県が公表している「愛知県内市町村別都市計画道路（幹線街路）整備状況」については、毎年、国が行う都市計画現況調査に合わせて県も調査を実施しており、その結果は国の公表と同時期の3月ごろ公表しております。</p>
1-5	<p>路線廃止にあたっては、決定当時の交通量予測が過大であったのか、代替道路の整備が進んだのか等の理由を明確にするべき。</p> <p>< 1通（1団体） ></p>	<p>変更理由は縦覧に供している理由書に路線ごとに記載されております。</p>
1-6	<p>旧都市計画法のもとで計画決定され長期間着手されなかったことで、土地所有者は土地の処分に大きな制約を課されてきた。都市計画道路の廃止による固定資産税の増加をなくす特別措置を定めるべきである。また負担調整措置とは住宅用地を除く商業地等にしか適用されないのではないか。</p> <p>< 2通（2団体） ></p>	<p>都市計画道路の建築制限が適用され、かつ固定資産税額が減額されている土地では、都市計画道路の廃止に伴い、減額されていない税額に変更されることとなります。変更された税額が元の税額に対して一定の限度を超えて増額される場合は、税負担の激変を緩和するため、地方税法附則において段階的に税額を変更するような負担調整措置が設けられており、商業地だけでなくこうしたすべての土地に対して適用されております。なお詳細については、実務を行う関係市町村にお問い合わせください。</p>

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
2. 都市計画図書に関する事		
2-1	<p>計画書に廃止路線の延長距離を明記すべきである。 < 1通（1団体） ></p>	<p>県決定の5路線の変更は、同時に市が手続きを行っている路線の廃止決定に伴い、それらの廃止路線との平面交差箇所数等を変更するものであります。なお、廃止路線については市決定ですので、廃止延長につきましては、市決定の廃止路線に関する計画書と合わせて縦覧していた理由書に記載されております。</p>
2-2	<p>総括図にて3・4・730号花正義原線を3・4・729号立込元寺線として誤った記載をしていないか。 < 1通（1団体） ></p>	<p>3・4・730号花正義原線及び3・4・729号立込元寺線は正しく総括図に記載しております。</p>